

目 次

I. 序論

II. オンライン広告詐欺の類型と被害構造

1. 主な詐欺の類型
2. 被害の形態
3. 具体的な被害事例

III. 韓国における法制度と対応の現状

1. 法的規制
2. 被害者保護制度
3. 捜査および通報方法

IV. 被害の予防および対応策

1. 予防指針
2. 政策的提言

V. 結論

オンライン広告詐欺と債務問題

発表者：金容錫（キム・ヨンソク）

I. 序論

「サイバー空間」という概念が登場して以来、私たちはその仮想的な空間の中で生活と文化を有機的に結びつけ、相互に影響を及ぼしながら発展してきた。近年では、オンラインショッピングや余暇活動はもちろん、ビデオ会議による協働、在宅勤務、非対面授業に至るまで、日常生活の大部分をサイバー空間内で営むことが可能になっている。こうしたサイバー空間での生活は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の世界的流行によって、その活用と適応が一層加速された。しかし、サイバー空間において多様な活動が可能となるにつれ、その利便性の陰で、オンラインとオフラインの境界を越えて、各種犯罪も発生するようになった。

サイバー空間の発展と日常生活との相互作用が拡大するにつれ、サイバー犯罪は近年一貫して増加傾向を示しており、深刻な社会問題としてその様相を強めている。特に新型コロナウイルス感染症の流行以降、非対面活動の増加に伴い、この傾向はいっそう顕著になっている。

近年、オンラインプラットフォームを通じた広告詐欺が急増し、国民が財産を失ったり、債務に陥ったりする事例が増加している。とりわけ、自身の銀行口座を第三者に提供した場合、刑法上の幫助犯として扱われ¹、刑事上および民事上の責任を問われる可能性がある。また、このような行為によって発生した損害は、個人再生手続において免責の対象とならない場合もある。本発表は、オンライン詐欺と金融債務との関連性を分析し、韓国における法制度および対応策を提示することを目的とする。

II. オンライン広告詐欺の類型と被害構造

¹ 最近、韓国の検察当局はこれを幫助犯ではなく共犯として適用する傾向にあり、裁判所もこれを認めて厳しく処罰する事例がしばしば見られる。

オンライン広告を通じた詐欺はきわめて多様な形態で現れており、その中でも、特に事例数が多く、被害規模の大きい類型について、以下で考察を加える。

1. 主要な詐欺の類型

- ・ 貸付詐欺：虚偽の金融広告による急迫融資の誘導

近年、オンラインプラットフォームを中心に急増している貸付詐欺は、単なる金融問題にとどまらず、社会的弱者を標的とした組織的犯罪へと拡散している。特に「急ぎの資金が必要な場合、即時融資可能」「信用等級に関係なく承認」「書類不要の簡易融資」などの文句を掲げた虚偽の金融広告は、経済的困難に直面した人々にとって魅力的に映り、結果として深刻な被害へとつながっている。

これらの広告は、正規の金融機関を装ったデザインや文言を用いて信頼感を誘い、現実的には不可能な条件を提示して被害者を惑わせる。広告を信用し、個人情報（住民登録番号、住所、連絡先）や銀行口座情報（取引銀行名、口座番号、暗証番号、OTP等）を提供した人々は、その後、相手との連絡が途絶えるか、知らぬ間に自身の口座が犯罪（ボイスフィッシング、株式投資詐欺、賭博サイト運営等）に利用される事態に直面することになる。

問題は、被害が単なる金銭的損失にとどまらない点にある。自らの口座が犯罪に使用された場合、故意がなくとも刑法上の幫助犯（共犯を含む）とみなされ、処罰を受ける可能性がある。さらに、第三者が被害を被った場合には、民事上の損害賠償責任まで問われるおそれがある。加えて、詐欺行為によって生じた債務は、個人再生手続において免責の対象とならない場合もあり、被害者が長期にわたり債務不履行状態に陥る危険がある。

- 投資詐欺：高収益を保証する広告による投資誘導と資金詐取

近年、オンラインやSNSを中心に「月10%の収益保証」「元本損失なし」「短期高収益投資」などの広告が氾濫している。これらの広告は経済的不安と投資欲求を刺激し、多くの人々を詐欺被害へと追い込んでいる。特に、資産運用への関心が高まる社会的風潮の中で、検証されていない投資先に対する警戒心が次第に薄れてきている。

このような詐欺広告は、多くの場合、捏造された成功事例映像や、操作された口コミを通じて信頼感を演出し、非現実的な利回りを提示して投資家を誘惑する。初期段階では少額の配当（のような金員）を支払って安心させ、徐々により大きな金額の追加投資を促す。しかし、一定の時点を過ぎると、ウェブサイトは閉鎖され、連絡は途絶え、投資金は回収不能のまま消失する。

被害者は単なる金銭的損失にとどまらない。虚偽情報により金銭を詐取された場合、加害者に対して詐欺罪で刑事告訴が可能であり、民事上の損害賠償請求も行うことができる。しかし、詐欺犯が資金を隠匿または消費している場合、実際の被害回復は極めて困難である。法的手続きを進める過程では、時間と費用が大きくかかり、精神的苦痛も相当なものとなる。

このような被害を防止するためには、いくつかの警告サインを常に意識する必要がある。「100%安全」「元本保証」といった表現は必ず疑うべきであり、投資構造が不明確であったり、事業実態が確認できない場合には契約を避けることが重要である。投資前には、必ず事業者登録証、収益構造、契約書などを慎重に確認し、必要に応じて専門家の助言を受けることが望ましい。

万一、被害が発生した場合は、直ちに証拠を収集し、警察署に告訴状を提出すべきである。送金明細、契約書、通話・通信記録などは重要な証拠となり、民事訴訟を通じて損害賠償を請求することもできる。この過程で法律専門家の

支援を受ければ、より戦略的な対応が可能である。

投資詐欺は単なる投資の失敗ではなく、意図的な欺罔による犯罪である。特に「高収益保証」という甘言は判断力を鈍らせ、被害者は財産のみならず、法的・心理的苦痛にもさらされることになる。私たちはこのような詐欺の危険性を正しく認識し、投資の前には必ず事実確認と構造的検証を行う必要がある。被害が発生した際には、迅速な対応と専門家の助力を通じて、被害の最小化を図らなければならない。

#영합영



46

게시물

47

팔로워

1,007

팔로잉

박민영

A HAPPY LIFE.

0311371137

CROCHET ... 더 보기

linktr.ee/P.M.young

맞팔로우 하기

메시지





44

게시물

40

팔로워

1,823

팔로잉

현우맘♥김미향

● 코로나 시기에 딱 맞는 온라인 재테크

수수료100%후불

대학생 적당 육아맘 초보자 환영... 더 보기

linktr.ee/mee_77

맞팔로우 하기

메시지



例：彼らは魅力的な女性の写真を使ったInstagramアカウントを通じ、多額の利益が得られるかのように投資を誘い、その後、資金を返還しないという手口で詐欺行為を行っている。

- 口座の売買および貸与：被害者の口座を犯罪に利用

近年、オンラインコミュニティやSNS上で「口座を貸すだけで収益を分配する」といった勧誘が広がっている。特に、経済的困難に直面する若年層や社会的弱者を標的とするこうした誘いは、一見すると単なる「アルバイト」のように見えるが、実際にはマネーロンダリング（資金洗浄）、詐欺、賭博など、さまざまな犯罪に利用される手段となっている。

※ 被害事例

☑ 事例1

SNSを通じて「口座を貸すだけで毎日収益を精算する」との勧誘を受け、口座を貸与したところ、その口座が詐欺事件に利用され、警察の捜査を受ける事態となった。

☑ 事例2

「単純な口座管理業務」と説明され、通帳を渡したが、その口座が賭博資金のマネーロンダリングに利用され、電子金融取引法および犯罪収益隠匿規制法違反の容疑で立件された。

☑ 事例3

友人の依頼で口座を貸したところ、その口座に複数の被害者から詐欺資金が入金されていたことが判明し、詐欺の共犯として刑事処罰の対象となった。

問題は、口座を貸した者自身も犯罪の共犯（正犯または幫助犯）として刑事処罰の対象となり得る点にある。単に口座を渡しただけであっても、電子金融取引法、犯罪収益隠匿規制法、情報通信網法など、複数の法律違反として立件される可能性があり、実際に懲役刑が言い渡された事例も少なくない。このよ

うに、口座の貸与は単なる好意や不注意ではなく、犯罪に関与する深刻な行為として社会的問題となっている。

統計資料

サイバー空間で発生した詐欺犯罪について、警察庁および韓国金融消費者保護財団の調査結果は以下のとおりである。

2023年 警察庁サイバー詐欺集中取締り結果

- ・ 取締り期間：2023年3月～10月
- ・ 検挙人数：サイバー詐欺犯罪者23,682人（うち逮捕 1,019人）
- ・ 投資詐欺の比率：全サイバー詐欺のうち38.35%が投資型詐欺
- ・ 被害金額：約745億ウォン（うち大部分が投資詐欺による被害と推定）
- ・ 主な手口：
 - ・ 仮想資産（暗号資産）への投資勧誘
 - ・ 元本保証および高収益の約束
 - ・ SNS・メッセージャー・ブログ等を通じた接触

韓国金融消費者保護財団 2024年調査結果

- ・ 調査対象：全国の成人2,573人
- ・ 金融詐欺被害経験率：全回答者の49.9%
 - ・ そのうち、投資詐欺被害経験率13.3%
- ・ 平均被害金額：
 - ・ 投資詐欺：平均2,111万ウォン
 - ・ フィッシング詐欺：平均954万ウォン
- ・ 被害金回収率：
 - ・ 投資詐欺被害者の44.6%が全く回収できず
 - ・ 特に60～70代被害者の62.5%が全額損失

2. 被害の形態

2-1. 貸付詐欺

現代社会に生きる多くの人々にとって「借入」は選択ではなく生活の必需となっている。住宅の購入や事業の開始時だけでなく、日常的な消費や生活の維持のためにも借入は欠かせない。特にクレジットカードの使用も広義の借入の一形態とみなすことができ、このことは借入が私たちの生活の深くにまで浸透していることを示している。借入が日常化した背景には、生活費の高騰と所得の低水準との不均衡、クレジットカードの普及、住宅購入の現実的な困難、消費中心の社会文化、そして金融技術の発展などが挙げられる。こうした容易に利用できる借入環境の中で、元金や利息を返済できない人々が多数発生し、その多くが融資詐欺の被害にさらされている。その主な手口は次のとおりである。

(1) 電話・SMS詐欺

「低金利での融資が可能」「政府支援融資が承認済み」といった文句で被害者を誘引する。相談を装って前払い金を要求したり、個人情報をも不正に取得する手口である。

例：信用保証料や手数料の名目で数十万ウォンを送金させた後、連絡を絶つ。

(2) 虚偽契約書詐欺

融資審査の過程で書類を改ざんし、過大な融資を誘導する。被害者は最終的に虚偽書類提出の責任を問われることになる。

例：売買代金を水増しした契約書を金融機関に提出。

(3) 手数料詐取型詐欺

「融資承認のため保証金が必要」と称して前払い金を要求し、その後さらに追加費用を求めた上で連絡を絶つ。

例：無職者向け融資広告を出し、保証金名目で送金を要求。

(4) 個人情報窃取型詐欺

融資審査を装い、身分証、認証書、口座番号などを要求して情報を不正に取得する。被害者名義で不法な融資を実行するケースもある。

例：「当日融資可能」と広告し、認証書の暗証番号を聞き出す。

(5) 低金利借換詐欺

「既存の高金利融資を低金利に切り替える」と称して接近し、既存の返済金を詐欺犯の口座に送金させる。

例：「年利20%の融資を3%に変更できる」と偽り、500万ウォンを送金させる。

(6) 信用等級操作詐欺

「信用等級を上げなければ融資が受けられない」として保証金を要求し、実際には信用等級に何の変化もない。

例：30万ウォンを送金したが、何の変化もなく連絡が途絶える。

このような形態のオンライン融資詐欺は、身近なところでも容易に見られる。融資の相談や申請の過程で相当量の個人情報を提供する必要があるため、こうした情報を悪用した二次被害も継続的に発生しているのが現状である。

2-2. 投資詐欺

投資詐欺はオンライン・オフラインを問わず非常に広範囲に発生しており、特にサイバー空間、すなわちInstagramなどのSNS上では、短期間で高収益を得られるかのように宣伝する広告が数多く見られる。「DM（ダイレクトメッセージ）で連絡してください」と誘う広告に騙された利用者は、資金を投じたものの返金されなかったり、「税金が発生した」との名目で追加送金を求められる

といった手口が基本形である。

(1) ポンジ・スキーム (Ponzi scheme)

- ・ 新規投資家から集めた資金を既存投資家へ配当のように支払う方式である。
- ・ 実際の収益創出はなく、資金のみが循環し、一定の時点で崩壊（いわゆる「自転車操業」）する。
- ・ 「今投資すれば毎月10%の収益を保証」といった文句で投資家を誘う。

(2) 類似預金行為

- ・ 金融機関ではない個人や業者が、違法に資金を募集する行為である。
- ・ 「政府認証投資プラットフォーム」「金融専門家推薦」などの文句を掲げて信用を装う。
- ・ 金融監督院への登録状況を確認しない場合、被害の危険性が極めて高い。

(3) 仮想資産投資詐欺

- ・ 実体のない仮想資産（暗号資産）やNFTを発行し、投資を誘引する手口である。
- ・ 虚偽のホワイトペーパー、操作された収益率、著名人の写真の無断使用などによって信頼を装う。
- ・ 初期段階でわずかな収益金を支払った後、追加投資を促し、最終的に姿を消す。

(4) 政府補助金・政策投資詐欺

- ・ 政府の支援事業や補助金と連携しているように装い、投資を誘導する手口である。
- ・ 「政策資金連携投資」「政府認証プラットフォーム」などの表現で信頼を得ようとする。

- ・ 実際には、これらとは全く無関係の民間業者が資金を詐取している。

オンライン投資詐欺は、人間の欲望と心理の隙を巧みに突くものである。特に「短期間で大きな利益が得られる」という誘い文句は、誰にとっても魅力的に聞こえる。被害者が年齢・学歴・職業を問わず生じる理由も、まさにその心理的誘惑の強さによるものである。

2-3. 口座の売買および貸与

口座の売買および貸与が発生する原因は、単なる無知や過失によるものではなく、社会的・経済的な圧迫と心理的要因が複合的に作用した結果である。一般的に口座の売買または貸与が行われるのは、以下のような状況によることが多い。①経済的困窮や急な資金需要がある場合である。信用等級が低い、または既存の融資が多い人々は、正規の金融機関へのアクセスが難しく、その結果、不正な勧誘に陥りやすい。②違法性に対する認識の欠如によるものである。周囲の知人や家族からの依頼に応じて、口座を貸与するケースも少なくない。

発表者が実際に担当した事件の中には、兄が知人らを相手に詐欺行為を行う過程で、妹と父親の口座を使用した事案があった。この場合、被害者らは捜査機関に対し「妹と父親も共犯として捜査してほしい」と告訴し、さらに違法行為への関与を理由に民事訴訟を提起した。

幸い、これらの事件では、いずれも犯罪との関連性が認められないとの判断が下され、妹と父親は刑事的・民事的責任から解放された。しかし、数年にわたる訴訟の過程で、刑罰や金銭的賠償への極度の不安と重圧により、深刻な精神的苦痛を受けた。また、同時に発生した弁護士費用も大きな負担となった。

③融資の斡旋、節税、高収益の保証などの名目で近づき、これを信じた被害

者が通帳を貸与してしまうケースも発生している。

3. 具体的な被害事実

融資および投資詐欺の被害者は、金銭的損失を被るだけでなく、犯罪に関与したとして刑事処罰（共犯・幫助犯）を受ける危険にもさらされている。詐欺被害によって発生した債務は、不法行為に基づく債権を免責の対象から除外している個人再生・破産制度のもとでは、生涯にわたり債権回収に追われる可能性がある。

また、被害者はこれらの加害者に対して民事訴訟を提起したり、保有する不動産などに対して強制執行を行う民事的責任も負うことになる。融資を受けるために自らの口座情報を提供したところ、その口座がボイスフィッシング犯罪に利用され、被害者が、口座情報を提供した者の不動産に仮差押えを設定したうえで損害賠償請求訴訟を提起するという事例も頻発している。

刑事事件で無罪または不起訴の判断を受けた場合でも、民事法制度の下では過失による損害賠償責任が認められる可能性を否定できない（ただし、被害者側の過失相殺は別論とする）。

III. 韓国における法制度と対応の現状

1. 法的規制

違法金融広告規制の強化：広告主認証制度（FSV）の導入およびプラットフォーム責任の強化

(1) 広告主認証制度（FSV）

この制度はGoogleを中心に運用されており、金融サービスに関する広告を掲載するには、事前に認証を受けることが義務付けられている。

対象：金融商品・サービスを広告しようとする広告主。

手続：広告主は会社名、所在地、資格番号などを提出し、Googleがこれを金融監督院の登録情報と照合して認証の可否を判断する。

認証を受けていない場合は、広告を掲載することができない。

非金融業者も例外ではない。たとえば、自動車保険を宣伝する自動車ディーラーであっても、広告主としての認証が必要となる。

Googleは、事業情報や広告目的などを審査し、適法性や妥当性が認められない広告は掲載を遮断する。

さらに、電子金融取引法および情報通信網法の改正に関する議論も進行中である。

(2) プラットフォーム事業者の責任強化

Googleのみならず、Naver、Kakao、Metaなど主要オンラインプラットフォーム事業者との協議を通じ、広告の事前審査システムの導入が推進されている。

従来方式：違法広告を事後摘発し、被害発生後に対応していた。

新方式：事前審査により、違法広告そのものを掲載できないように遮断する仕組みである。

さらに、プラットフォームが事前審査段階で違法広告の掲載を防止できなかった場合、その広告を提供し経済的利益を得たプラットフォームに対して法的責任を問う方策も検討されている。

2. 被害者保護制度

(1) 金融監督院「違法金融ガード」運営

金融監督院が運営する「違法金融ガード」は、違法金融による被害を未然に防止し、すでに被害を受けた人々を迅速に救済するために設けられた専用オンラインプラットフォームである。このサービスは単なる情報提供にとどまらず、法的支援、被害申告、相談までをワンストップで処理できるように設計さ

れている。

機能	説明
違法金融被害の申告	違法貸付、違法取立て、法定金利違反などの被害事例を受け付ける
債務者代理人の無料支援申請	大韓法律救助公団所属の弁護士が、被害者に代わって債権者との交渉や法的対応を行う
違法業者の照会	登録されていない貸金業者であるかどうかを確認できる
相談および対応方法の案内	被害の状況に応じた法的対応方法を提供する
アクセス性の向上	オンライン申請のほか、全国の庶民金融統合支援センターでオフライン申請も可能である

(2) 債務者代理人の選任制度

違法な取立てや法定金利を超える貸付による被害者が、弁護士の無料選任を受けられる制度である。

選任された弁護士は、被害者に代わって債権者とのすべての連絡および取立て対応を行い、必要に応じて損害賠償訴訟の提起まで支援する。

(3) 政策金融の供給拡大

2025年を基準として、政策庶民金融の供給規模は過去最大となる約12兆ウォン規模に拡大する見通しである。

代表的な政策商品であるヘッサルローンや小口生活資金融資など、利用者のニーズに応じた商品が早期に提供されている。

また、違法金融の予防を目的とする直接融資支援も2倍（1,000億→2,000億ウォン）に拡大されている。

(4) 統合デジタルプラットフォームの構築

庶民金融商品の利用および相談をワンストップで行えるデジタル統合プラットフォームが新たに構築されている。

非対面融資の割合が59%に達していることを踏まえ、相談体制も非対面方式へ転換する方針である。また、個別融資のレコメンド機能の強化や金融教育との連携を通じて、利用者の利便性向上を図っている。

(5) 誠実返済者への支援拡大

誠実に返済を行っている利用者に対しては、「チンゴムダリローン」を通じて銀行圏の信用貸付への移行支援を行う。

また、信用評価の改善および返済情報の共有により、制度金融への円滑な移行を促進している。

(6) 民間庶民金融との連携強化

中金利融資の供給拡大（2025年目標：36.8兆ウォン）およびインターネット銀行による中低信用者向け融資の活性化が進められている。「サイトルローン」などの民間商品についても供給要件を緩和し、金融の空白地帯を解消する方針である。

また、ヘッサルローンや小口生活資金融資など、合法的かつ安全な代替金融商品も提供されている。

違法金融の危険を避け、合法的で安全な金融支援を受けるための代表的な代替策としては、ヘッサルローンと小口生活資金融資がある。これら二つの商品は、政府が支援する庶民金融の政策商品であり、信用が低い人や所得の少ない人でも利用できるよう設計されている。このような制度を通じて、当初から融資詐欺や口座の売買・貸与といった違法行為に関心を持たせないことが重要である。

(7) 国選弁護人制度

刑事裁判において被告人の防御権を保障するため、経済的事情などにより弁護人を選任できない者に対し、国家が費用を負担して弁護人を提供する制度で

ある。刑事訴訟法にその旨が規定されている。

【必要的国選弁護人】

裁判所が必ず弁護人を選任しなければならない場合は次のとおりである。

- ・ 被告人が拘束されている場合
- ・ 未成年者、70歳以上の者、聴覚障がい者、心身障害が疑われる者
- ・ 死刑、無期または短期3年以上の懲役・禁錮刑に該当する事件
- ・ 治療監護の申請事件、軍事裁判所事件など

【任意的国選弁護人】

被告人が申請できる場合は次のとおりである。

- ・ 貧困などの理由で私選弁護人を選任できない場合
- ・ 例：月平均収入270万ウォン未満、基礎生活受給者、障害年金受給者、ひとり親家庭支援対象者など

(8) 庶民金融振興院による政策金融商品の利用

国会では「庶民金融生活支援法」改正案が発議され、庶民金融振興院内に安定基金を設置する案が推進されている。

政府と金融機関が常時出資し、安定的な政策金融の供給基盤を確立することを目的としている。

また、保証総額限度の拡大（15倍→20倍）、求償権の消滅時効短縮（10年→5年）などの制度改善も含まれている。

3. 捜査および申告の方法

被害は、管轄警察署（112）または金融監督院（1332）を通じて申告することができる。

オンライン申告システムも運用されている。

また、被害発生時には銀行に事故口座として登録を依頼し、口座取引の停止および解約を要請することができる。

IV. 被害の予防および対応策

1. 予防指針

(1) 広告の出所および登録番号の確認

金融商品や融資を案内する広告を見た際には、その広告が合法的な金融機関から発信されたものかどうかを必ず確認しなければならない。

特に、金融監督院に登録された業者かどうか、また広告に記載された登録番号が実在するかを検証することが重要である。

登録番号がない、または出所が不明確な広告は違法金融である可能性が高い。

また、個人情報や口座情報を提供してはならない。

氏名、住民登録番号、携帯電話番号、口座番号などの個人情報を要求する広告やメッセージは極めて危険である。

「口座を貸してほしい」「通帳を作ってほしい」といった依頼は、違法行為に関与するおそれがあり、たとえ本人が直接犯罪に加担していなくても共犯として処罰される可能性があるという点を広く周知する必要がある。

いかなる場合でも、個人情報や金融情報を他人に提供してはならない。(もっとも、現実には携帯電話の開通手続きであっても相当量の個人情報や金融情報を提供しなければならないのが実情である。)

(2) 高収益をうたう広告への警戒

「短期間で大金を稼げる」「必ず利益を保証する」といった文言は、違法な投資詐欺や高利貸付の典型的な手口である。

金融取引においては、「絶対に損をしない」という保証は存在しない。

このような広告の多くは、虚偽または誇張された情報によって被害者を誘引

するものである。

利益を強調する広告であればあるほど疑ってかかり、専門家の助言を求めることが安全である。

(3) 合法的な金融機関の利用

融資や金融相談が必要な場合は、必ず金融監督院に登録された合法的な金融機関を利用しなければならない。

庶民金融振興院、銀行、貯蓄銀行、信用協同組合など、公的かつ公式なチャネルを通じて相談・申請を行うことが望ましい。

政府が支援するヘッサルローンや小口生活資金融資などの政策金融商品も有効な代替策となりうる。

違法金融は短期的には魅力的に見えることがあるが、長期的には深刻な被害や法的責任を招くという点を忘れてはならない。

2. 政策提言

(1) オンラインプラットフォームに対する事前審査およびモニタリング義務の強化

違法な金融広告は、ポータルサイト、SNS、オープンチャットなどのオンラインプラットフォームを通じて急速に拡散している。従来は、違法広告の摘発後に削除する「事後対応」に依存していたため、被害予防には限界があった。

この問題を解決するため、プラットフォーム事業者に事前審査義務を課し、広告掲載前に金融当局への登録状況および適法性を確認する仕組みを導入することが求められている。さらに、違法広告の自動遮断システム（キーワードベースのフィルタリングおよびAI監視技術）を活用し、モニタリング体制の強化を図る必要がある。

また、放送通信委員会および金融監督院との連携体制を強化し、違法性が確認された広告については、即時削除を要請することが可能である。

(2) 被害者に対する法的・金融相談支援の拡充

多くの被害者は、既存の支援制度の存在や利用方法を知らずに苦しんでいる。

特に、違法な取立て、高金利契約、個人情報流出などによる二次被害が深刻である。

このような状況を改善するためには、金融監督院の「違法金融ガード」プラットフォームの機能を一層強化する必要がある。被害申告、債務者代理人の無料申請、対応マニュアルの提供機能を拡充し、全国の庶民金融統合支援センターの拡大によって、オフライン相談へのアクセス性を高めることが求められる。

また、大韓法律救助公団との連携を通じて、無料の弁護士支援（債権者対応、訴訟代理など）を拡充し、被害者の実質的な法的保護を確立することが重要である。

さらに、心理相談や福祉連携サービスも包括的に整備し、被害者の情緒的回復までを支援する仕組みを構築すべきである。

(3) 刑事処罰基準の明確化および幫助犯の適用範囲の再検討

違法金融犯罪は組織的かつ潜行的に行われており、単に口座を貸しただけの者であっても共犯として処罰される場合がある。しかし、処罰基準が不明確または過度な場合、善意の第三者が巻き込まれるおそれがある。

これを防ぐために、刑事処罰基準を明確化し、違法貸付・取立て・高金利契約などに関する刑量を引き上げ、処罰基準を整備する必要がある。

また、幫助犯の適用範囲についても再検討すべきである。

具体的には、単に口座を貸した者や広告代理人などに対し、未必の故意の有無を細分化して判断し、故意のない行為に対する過剰な処罰を防止することが重要である。

さらに、犯罪収益の没収および返還制度を強化し、違法な利息や手数料は全額返還して、被害者に直接補償する仕組みを確立すべきである。

V. 結論

これまでに挙げた事例以外にも、近年、特にロマンス詐欺（Romance Scam）²が横行している。サイバー空間において人の感情を巧みに利用して金銭をだまし取るこの犯罪は、被害者を経済的破綻のみならず精神的破綻にまで追い込む深刻な問題である。

このように、オンライン広告詐欺はデジタル時代の新たな金融リスクとして定着しており、被害者は単なる金銭的損失にとどまらず、法的責任を負う可能性さえある。したがって、政府・金融機関・プラットフォーム事業者・個人が一体となり、予防と対応に取り組むことが不可欠である。そのためには、法制度の整備と被害者保護システムの強化を先行的に実施することが求められる。

もしこれらの対策を怠れば、今後も善良な市民が被害に遭い続け、その結果として二次被害の悪循環が繰り返されるおそれがある。

² ロマンス詐欺とは、SNSや出会い系アプリなどで恋愛感情を装い、被害者と親密な関係を築いたうえで金銭的利益を得る新種の詐欺犯罪である。